

令和5年度 各会計決算見込額一覧表

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出	差引		繰り越すべき財源 D	実質収支額		前年度実質収支額 F
	A	B	A-B	C		C-D	E	
一般会計	72,828,803	71,823,083	1,005,720		69,745	935,975		2,290,373
特別会計	国民健康保険事業	15,015,009	14,710,773	304,236	0	304,236		129,829
	後期高齢者医療事業	2,533,561	2,454,157	79,404	0	79,404		71,103
	介護保険事業	185,554	185,554	0	0	0		0
	公共用地先行取得事業	0	0	0	0	0		0
	小計	17,734,124	17,350,484	383,640		0	383,640	
合計	90,562,927	89,173,567	1,389,360		69,745	1,319,615		2,491,305

### 令和5年度 下水道事業会計決算見込額一覧表

#### 1 収益的収入及び支出 (税込)

収入	4,388,978,179円
支出	3,720,148,257円

損益計算書(税抜)の当年度純利益は、491,265,435円となった。

#### 2 資本的収入及び支出 (税込)

収入	2,071,298,268円
支出	3,339,787,245円

資本的収入額（翌年度繰越工事の財源額40,313,000円除く。）が資本的支出額に不足する額1,308,801,977円は以下の財源にて補てんした。

①当年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額	177,564,487円
②繰越工事資金	1,796,000円
③過年度分損益勘定留保資金	710,441,490円
④減債積立金	419,000,000円

## 令和5年度 水道事業会計決算見込額一覧表

## 1 収益的収入及び支出 (税込)

収 入	2,876,623,781円
支 出	2,215,381,839円

損益計算書(税抜)の当年度純利益は、350,767,973円となった。

## 2 資本的収入及び支出 (税込)

収 入	3,347,411,913円
支 出	4,261,715,151円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額914,303,238円は、以下の財源にて補てんした。

①当年度分損益勘定留保資金	605,537,456円
②当年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額	308,765,782円

## 【守口市市税条例の一部を改正する条例案について】

### 1 改正の趣旨及び内容

私立学校法等が改正等されたことに伴い、所要の改正が必要となったため

#### ① 私立学校法（昭和24年法律第270号）の改正による条ずれに伴う規定整備を行う。

##### 【第2条関係】

参考：私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）

公布日 令和5年5月8日

施行日 令和7年4月1日

#### ② 公益信託に関する法律（大正11年法律第62号）が全部改正されたことに伴い、公益法人等に係る市民税の課税の特例に関する規定を削除する。【第3条関係】

参考：公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）

公布日 令和6年5月22日

施行日 政令で定める日

#### ③ その他規定整備

### 2 施行期日

令和7年1月1日

第2条の規定 令和7年4月1日

第3条の規定 公益信託法の施行の日の属する年の翌年の1月1日

**特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例案について**

令和6年3月31日をもって旧くすのき広域連合が解散し、同年4月から本市単独で介護保険事業を実施していることから、介護認定に係る審査判定業務を行う介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）についても、本市が運営しております。

現在は、1日につき30件を基準として判定業務を実施しておりますが、今後は、1日につき35件を基準として判定業務を実施するため、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

**1 改正内容**

認定審査会委員等の報酬の額について、次のとおり改めます。

改正前		改正後	
第1条から第6条まで 略		第1条から第6条まで 略	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
略		略	
介護認定審査会 会長及び合議体 の長並びにこれ らの職務代理人	日額 19,000 円	介護認定審査会 会長及び合議体 の長並びにこれ らの職務代理人	日額 23,000 円
介護認定審査会 委員	日額 18,500 円	介護認定審査会 委員	日額 22,500 円
略		略	

**2 施行期日**

令和6年10月1日から施行します。

## 守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正趣旨

国からの通達により、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年間、徴収を猶予することができる取扱いが示されました。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法第9条が改正され、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることになりました。あわせて、国民健康保険法第127条第1項が改正され、市町村が条例により10万円以下の過料を科することができる者から、被保険者証の返還の求めに応じない者が削除されました。

つきましては、守口市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

### 2 改正内容

#### (1) 第26条関係（徴収猶予）

急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年間、徴収を猶予することができることとします。

#### (2) 第30条関係（罰則）

100,000円以下の過料を科する場合から、国民健康保険法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合を削除します。

#### (3) その他規定整備

### 3 施行期日

令和6年12月2日から施行します。

### 4 経過措置

(1) この条例による改正後の第26条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとします。

(2) この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。

## 守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正の趣旨及び内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、建築基準法の一部が改正されることに伴い、同法を引用している条文に項ずれが生じる。

⇒ 項ずれに伴う規定整備を行う。

### 2 施行期日

規則で定める日から施行する。

## 設置理由

- 守口市立中学校等の給食実施方針に関し、教育委員会の諮問に応じて、調査審議するため  
(地方自治法 第138条の4第3項の規定に基づく附属機関)

## 概 要

- 第2条(所掌事務)
    - ・ 市立中学校及び市立義務教育学校の後期課程の給食実施方針に関する事項
  - 第3条(委員)
    - ・ 学識経験者
    - ・ 市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者
    - ・ 市立学校の校長、副校長又は教頭
    - ・ 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- ※8人以内で組織し、任期は1年以内

## 附 則

- 公布の日から施行
- 令和7年3月31日限り、失効

## 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

### 1 変更の趣旨

現在、大阪府後期高齢者医療広域連合規約第4条において、市町村が行う事務として、被保険者に対する被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡しが行われています。

この度、法改正により、現行の被保険者証及び被保険者資格証明書は施行期日以降発行せず、新たに資格確認書等を交付することとなりました。そのため、所要の改正その他文言の整理を行う必要があります。

なお、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部の変更については、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議を行うこととなります。協議に際しては、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を経る必要があることから、下記のとおり大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、令和6年9月守口市議会定例会に提出するものです。

### 2 変更内容

- (1) 別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改めます。  
(第4条関係)
- (2) 別表第2の備考中「及び外国人登録原票」を削除します。  
(第17条関係)

### 3 施行期日

令和6年12月2日から施行します。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び  
これに伴う大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

1 規約変更趣旨

岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市（5団体）の水道事業を大阪広域水道企業団の共同処理する事務とし、大阪広域水道企業団規約を変更するにあたり、地方自治法第286条第1項に基づき全構成団体で協議するため、同法第290条の規定により令和6年9月守口市議会定例会に議案を提出するもの。

2 変更内容

5団体の水道事業を大阪広域水道企業団の共同処理する事務とするため、大阪広域水道企業団規約の別表第2（企業団が水道事業の運営に関する事務）に5団体を追加する。

変 更 前	変 更 後
別表第2（第3条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第2（第3条関係） <u>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市</u> 、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月2日  
環境下水道部

## 令和5年度守口市下水道事業剰余金の処分について

### 1 趣旨及び内容

令和5年度に生じた利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもので、令和5年度下水道事業会計決算と併せて議会に提出するもの。

処分内容は、未処分利益剰余金60億296万9,127円のうち、4億600万円を減債積立金に積み立てるもの。

減債積立金に積み立てた後、令和6年度において下水道事業会計の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補填するための財源として使用する予定である。

### 令和5年度 守口市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	0	0	6,002,969,127
議会の議決による処分数額	0	0	△ 406,000,000
減債積立金の積立	0	0	△ 406,000,000
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	0	0	(繰越利益剰余金) 5,596,969,127

## 令和6年度守口市一般会計補正予算（第4号）

### 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
ごみ処理事業	衛生費	清掃費	ごみ処理費	委託料	405					405	
守口市立中学校等給食実施方針検討事業	教育費	教育総務費	事務局費	報酬	152					152	
				委託料	3,146					3,146	
合 計					3,703	0	0	0	0	3,703	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金3,703千円により財源措置します。

### （参考）補正後の歳入歳出予算の総額

補 正 前 の 額	75,767,707 千円
補 正 額	3,703 千円
補 正 後 の 額	75,771,410 千円

# 大阪880万人訓練

- 1. 日 時** 令和6年9月3日（火）
- 14時30分 同報系無線鳴動（訓練周知）
- 15時00分 地震発生（想定）
- 15時03分 【大阪府】 大津波警報発表（一斉配信）
- 15時05分 【守口市】 火災発生（一斉配信）
- 2. 訓練の想定** 南海トラフ巨大地震
- 3. 目 的** 府民が、様々な情報源から地震・津波発生情報を入手し、地震・津波発生時に自らの身を守る行動につながるよう、防災意識の向上を図る。
- 4. 訓練の方針**
- ① 『エリアメール／緊急速報メール』を活用した市町村による情報発信訓練の拡充
  - ② 市町村、学校、民間企業等における連動訓練の普及促進
  - ③ 訓練の円滑な実施のため、広報媒体を効果的に活用した事前周知の徹底
- 5. そ の 他**
- エリアメール及び緊急速報メールについては、マナーモードに設定していても鳴動するため注意が必要。
  - 機種によっては、受信できない可能性がある。

第13回

# 大阪880万人訓練

Osaka 8.8million drill

■実施日 令和6年9月3日(火)

15:00 地震発生

15:03 大津波警報発表

(訓練用のエリアメール/緊急速報メールを発信)

## ■訓練想定

南海トラフ巨大地震

## ■訓練目的

府民一人ひとりが、様々な情報源から地震・津波発生情報を入手し、地震・津波発生時に自らの命を守る行動に繋がるよう、防災意識の向上を図る。

## ■訓練方針～『一人ひとりの防災意識をオール大阪へ』

### ① 関係機関とのさらなる連携による防災意識の醸成

2025年大阪・関西万博開催を見据え、関係機関とのさらなる連携を図り、より効果的に府民一人ひとりの防災意識の醸成を図るとともに『災害に強いまち大阪』をアピール。

### ② 防災アプリを活用した防災情報の迅速的確な情報提供

災害発生時に避難情報をはじめとする防災情報をより分かりやすく迅速的確に届けられるよう、今年度より新たに運用が開始された大阪府防災アプリの周知・普及活動を推進し、府民への新たな防災情報伝達ツールとして定着化を図る。

### ③ これまでの訓練における好事例を活用した訓練の見える化

防災訓練について「何をすればよいかわからない人」に対し、これまでの訓練で実施された好事例をわかりやすく配信する等きっかけを提供することで、訓練の見える化を図り、防災についての知識向上に努める。

#### <大阪880万人訓練実行委員会>

委員長：大阪府知事

副委員長：大阪市長

堺市長

委員：大阪府教育長

大阪府市長会長

大阪府町村長会長

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長

西日本電信電話株式会社 執行役員 関西支店長

日本放送協会 大阪放送局長

KDDI株式会社 関西総支社長

関西鉄道協会 技術委員会委員長

関西テレビ放送株式会社 取締役(コンテンツ統括本部・副本部長委嘱)

大阪放送株式会社 コンテンツビジネス本部長

株式会社NTTドコモ 常務執行役員 関西支社長

ソフトバンク株式会社 コーポレート統括 総務本部 総務サービス統括部 地域人事総務部 部長

楽天モバイル株式会社 基地局設置統括本部 統括副本部長

令和6年9月2日  
企画財政部

<9月13日(金)まで>

行政会議資料

内部系業務システムの再構築について

【周知内容】

以前、周知を行いましたとおり、現在内部系業務システム（電子決裁システムを含む）の再構築を実施しており、9月17日（火）から新システムを稼働させる予定としております。

既に担当者向け及び管理職向けの研修を実施しており、現在新システムについても試用環境で使用することが可能です。

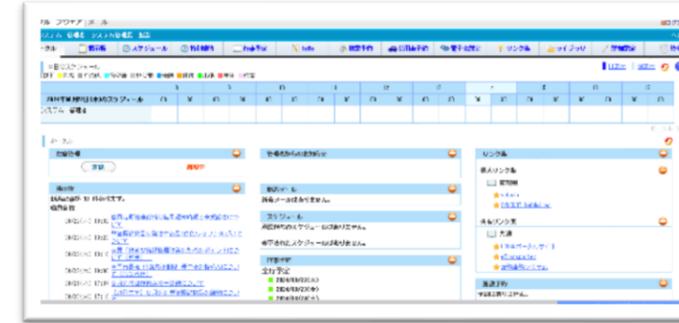
各所属におかれましては、デジタル戦略課から通知済みのデータ移行等の必要作業について、期日までに遺漏なきよう対応してください。

【留意事項】

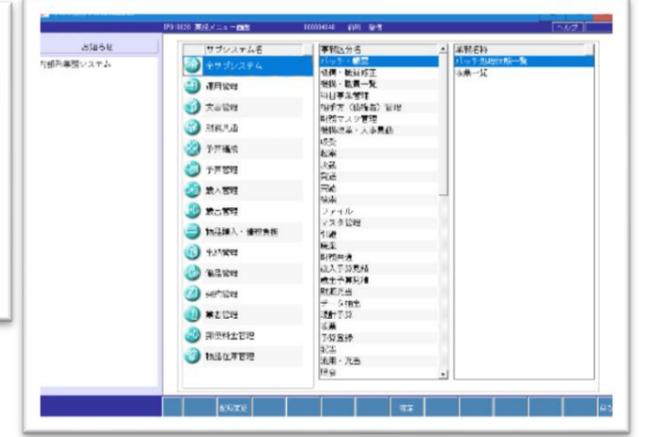
現在のグループウェア「Joy' n Do」は10月から使用不可となります。

過去のメールを新システムから閲覧する必要がある場合は、必ず9月20日（金）までにメールデータの移行を完了させてください。

現行グループウェア (Joy' n Do)

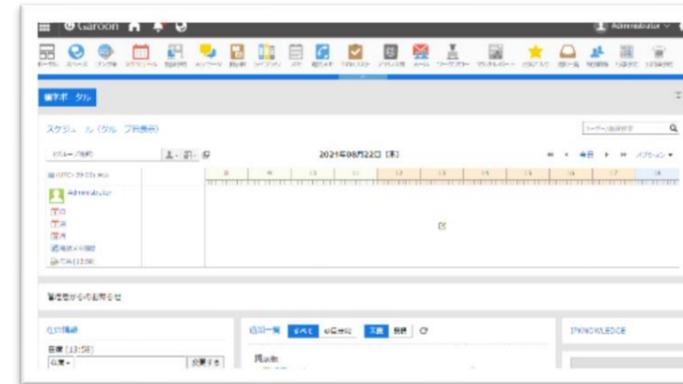


現行財務会計システム (IPKNOWLDGE V2.3)



<9月17日(火)から>

新グループウェア (Garoon)



新財務会計システム (IPKNOWLDGE V3.2)



スケジュール

新内部系業務システム

- ①グループウェア：Garoon
- ②財務会計システム：IPKNOWLDGE (V3.2)

■試用期間

**9月13日(金) 17:30まで**

■IPKNOWLDGE (V3.2) 本番運用開始日

**9月17日(火) から**

令和6年9月2日  
市民生活部

## 第4次守口市男女共同参画推進計画の策定について

第3次守口市男女共同参画推進計画が令和7年度末で終了することから、新たな計画を策定する必要があります。また、令和6年度から第6次守口市総合基本計画の後期基本計画(案)の策定作業を進めることを踏まえ、計画間の整合性を図っていただくため、策定の概要を庁内に周知します。

### 1 計画期間

令和8～17年度の10年間

※期間中に社会経済情勢や制度改正に伴い改訂版を策定する可能性あり

### 2 包含する計画

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（根拠：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 § 2の3-3）
- 当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（根拠：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 § 6-2）
- 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（根拠：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 § 8-3）【新規】

### 3 スケジュール

- 令和6年度 守口市男女共同参画審議会の開催（4回程度）  
⇒意識等調査の項目審議、評価等  
意識等調査（対象：市民、高校・大学生の若年層、事業所）  
守口市男女共同参画推進連絡会（庁内組織）の開催  
⇒第3次計画の進捗報告、国の動向の報告など
- 令和7年度 関係各課において所管する施策内容(案)の作成  
守口市男女共同参画審議会の開催（4回程度）  
⇒策定(案)の審議

### 4 各課の作業

- 意識等調査の内容について、関係課に照会中
- 男女共同参画推進に関する研修（令和7年1月頃の予定）
- 基本目標、基本方針に基づく具体的な施策内容(案)の作成

## こども家庭センターの設置について

### 1 概要

児童福祉法の改正に伴い、子育て世代包括支援センターの組織を見直し、令和6年10月1日に市民保健センターにおいて、こども家庭センターを設置する。

また、全ての妊産婦や子育て世代に対する包括的な支援を実施するため、これまで健康推進課が所掌していた母子保健に関する業務をこども家庭センターで所掌する。

### 2 主な内容

	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日から
課名	子育て世代包括支援センター	こども家庭センター
場所	市役所3階	市民保健センター3階 (西側フロア)
主な業務内容	子育て支援事業 子育て講座 ファミリー・サポート <u>もりランド</u> 母子保健事業 母子健康手帳交付 伴走型相談支援  家庭児童相談	子育て支援事業 子育て講座 ファミリー・サポート  母子保健事業 母子健康手帳交付 伴走型相談支援 <u>妊婦・乳幼児健診</u> 家庭児童相談

### 3 移転作業日

令和6年9月28日(土)

翌週9月30日(月)は、母子健康手帳の交付等のため、本庁で窓口対応する。

### 4 その他

もりランド(地域子育て支援拠点)は、移転に伴い、令和6年9月21日(土)以降、閉鎖する。

電話番号は現在の番号から変更なし

- ・こども家庭センター代表 (06-6995-7833)
- ・もりぐちファミリー・サポート (06-6995-7877)
- ・給付金担当 (06-6996-3006)・家庭児童相談 (06-6992-1655)



街・川・海にごみのない

きれいな大阪の実現をめざして！



# OSAKA ごみゼロ プロジェクト

実施中！



## ご存知でしたか？

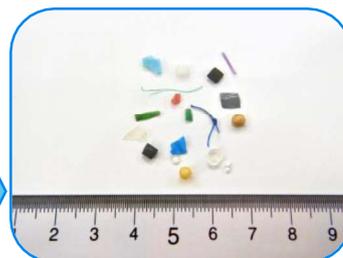
大阪湾の浮遊ごみの約9割がペットボトルや容器類等の生活系のプラスチックごみです。

ポイ捨てやごみ箱からの飛散等により街中に散乱したごみが、川を通じて海に流入し、海洋汚染を引き起こすとともに、景観を損ねています。



大阪湾に流れ着いた海ごみ。漂着したペットボトルのほとんどが国内製といわれています。

マイクロプラスチック。5ミリメートル以下の微細なプラスチックごみで、生態系への影響が懸念されています。



大阪府では、大阪・関西万博（2025年）や全国豊かな海づくり大会（2026年）の開催に向け、街・川・海にごみのないきれいな大阪を実現するため、オール大阪でのごみの排出削減やごみ拾い活動の活性化などに取組んでいます！

## 大阪をきれいにするために！

「OSAKAごみゼロプロジェクト」では、清掃活動（ごみゼロアクション）の活性化に向け、みなさまの清掃活動の情報を募集します！

オール大阪での清掃活動を実感しませんか？ぜひ情報をお寄せください！

また、お近くで実施される活動にぜひご参加ください！ ⇒詳細は裏面で！



事業者・団体等  
のみなさま

## 清掃活動の情報提供を お願いします！

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に  
大阪府内で実施する、市町村、民間事業者、  
自治会・団体（任意団体を含む）による  
清掃活動の情報をご登録ください！



登録証を  
交付します！



横断幕を貸し出します！  
一体感の演出にぜひご活用を！



大阪府と包括連携協定を締結している  
㈱ダスキン様のご協賛により横断幕を制作しました。

ご登録いただいた活動は  
ホームページにアップ！

ご登録は  
こちらから！



## HP公開用の写真をご提供ください！

ご提供いただいたお写真は府HP上で公開し、**オール大阪**での活動が見える化！  
ごみゼロアクションのホームページからぜひお写真をご提供ください！

大阪府民の  
みなさま

## 清掃活動にご参加ください！

ホームページに公開している実施予定の中には、  
一般のご参加が可能なイベントも！  
各イベントの主催者にお問合せのうえ、  
**ぜひ地域の清掃活動にご参加ください！**



清掃活動のモチベーションアップをサポートするアプリ『ごみゼロ』ぜひご活用ください！

ごみ拾いをしながら、いつ、どこで、何を、どのくらい  
拾ったかを簡単に記録して、活動の実績が見える化！

ダウンロードは

←android

こちら⇒

iOS⇒



大阪府は京都超SDGsコンソーシアムと事業連携協定を締結し、『ごみゼロ』アプリも活用しながら清掃活動の活性化に取り組んでいます。

## あなたもぜひ！ごみゼロアクション！

イベントの実施状況などは  
こちらからご確認いただけます！

大阪府 ごみゼロアクション

検索



みんなの参加  
待ってるで！



©2014 大阪府もずやん

- 清掃活動で使用する用具や回収ごみの処理等にかかる経費については、貴社・貴団体でのご負担をお願いします。
- 清掃活動で回収したごみは、市町村のルールに従って処理してください。
- 30名以上の清掃活動については、海ごみゼロウィーク2024への応募によりごみ袋が提供されます。詳しくは日本財団・環境省ホームページ「海ごみゼロウィーク | 全国一斉清掃！海洋ごみをなくそう！(uminohi.jp)」をご覧ください。

このチラシに関する  
お問合せはこちら

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課

TEL：06-6210-9319 E-mail：eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp